

社会福祉法人川崎寿松会役員報酬及び実費弁償規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人川崎寿松会（以下「当法人」という。）の定款第22条の規程に基づき役員の報酬及び実費弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役 員)

第2条 役員とは、理事・監事及び顧問をいう。

(出席報酬)

第3条 役員が理事会、評議員会、出納調査、決算監査、岩手県及び一関市による指導監査、入札会に出席したときは、別表1により報酬を支払う。

2 法人職員が兼務する場合、本規程は適用しない。

3 同一日は会議等が重複した場合は出席報酬を重複支給はしない。

(実費弁償)

第4条 役員が職務のため一関市外に出張した際には、川崎寿松会旅費規程に基づき旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等は当日通貨をもって本人に支給する。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公 表)

第6条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2項第2号の定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年 6月23日から施行する。

別表1（第3条関係）

名 称	報 酬
理 事 会	日 額 6, 0 0 0 円
評 議 員 会	日 額 5, 0 0 0 円
出 納 調 査	日 額 5, 0 0 0 円
決 算 監 査	日 額 6, 0 0 0 円
県・市による 指 導 監 査	日 額 6, 0 0 0 円
入 札 会	日 額 5, 0 0 0 円